

2013 年度の各種保険料額・率決定

①国民年金の保険料額

2月5日に発出された告示（平成25年厚労告第18号）により、平成25年度の保険料額は、前年度より60円引き上げられ、15,040円になります。これは、15,820円（国年法87条の3に定められた、平成25年度の法定の保険料額）に0.951（平成25年度の保険料改定率）を掛けて算出された額です。

なお、保険料を前納した場合には、毎月納付するよりも割引かれた額での納付となります。それぞれ次の額となりますが、納付方法により割引率が異なりますので注意が必要です。



1年間の保険料を前納

納付額	割引額	納付方法
176,700円	3,780円	口座振替
177,280円	3,200円	現金・クレジットカード

6カ月間の保険料を前納

納付額	割引額	納付方法
89,210円	1,030円	口座振替
89,510円	730円	現金・クレジットカード

1カ月間の保険料を早期納付（その月の保険料をその月末に納付）

納付額	割引額	納付方法
14,990円	50円	口座振替

※1カ月間の保険料を現金で早期納付した場合、またクレジットカードで毎月納付する場合には割引の適用はありません。

②協会けんぽの都道府県単位保険料率

2月6日に告示（平成25年厚労告第19号・第20号）が発出され、平成25年度の協会けんぽの都道府県単位保険料率については、据置きとされることとなりました。

③雇用保険料率

昨年12月19日に告示（平成24年厚労告第588号）が発出され、平成24年度の料率を据え置き、一般の事業で1.35%、農林水産・清酒製造の事業で1.55%、建設の事業で1.65%となりました。

④厚生年金保険の保険料率

今年8月分（9月納付分）までの保険料率は、一般16.766%、船員・坑内員17.192%となっていますが、9月分（10月納付分）からは、一般17.12%、船員・坑内員17.44%となります。



退職強要の調査結果

調査はなぜ行われた

大手企業に「追い出し部屋」と呼ばれる部署が次々とできてきている問題については、先月取り上げましたが、厚生労働省は「退職強要の有無等に関する調査」を実施し、その内容を1月29日に公表しました。

この調査は、製造業大



手企業などで上記のような部署が存在し、転職を勧めたり、退職を迫ったりするケースがあるとの報道を受け、同省の職員が実態を把握するために、報道された企業に対して直接聴き取る方法で行われました。

追い出し部屋の状況

聞き取り調査によると、業務量の減少に伴い、一定の従業員を集め、それまでの業務とは異なる業務をさせている部署の存在が確認されました。具体的には、他社に外注していた業務を内製化し、取引先から請け負った社外の業務と一緒に従事させている部署や、技術の進歩やデジタル化で縮小される業務に従事し

ていた社員を集め、新たな業務に就かせるための研修を行う専門の部署などがあつたようです。実際の業務の状況についてみると、業務量が比較的少ないため労働者が部屋で待機することがあるものの、稼働率を上げるよう努めており待機者はわずかであるとする企業や、それまで配属されていた部署よりも軽易な場合があるとする企業がありました。

厚生労働省の対応

今回の調査において、厚生労働省は「明らかに違法な退職強要を行っている企業は確認されなかった」としています。ただし、調査対象となつた企業に対し、「経営状況が悪化したためにやむなく労働条件の変更や雇用調整を行わなくてはならない場合であっても、法令や労使間で定められたルールを遵守することは

もちろん、事前に十分な話し合いを行うことは、労使間の紛争を防止するために必要である」と指摘しています。

また、「厳しい経営環境の下での労務管理のポイント」と題したパンフレットを用い、退職強要や解雇などに関する裁判例の内容等を改めて示し、啓発指導を行ったようです。



「労働契約法の一部を改正する法律」が平成24年8月10日に公布されました。この改正では、有期労働契約について、3つのルールが新たに設けられました。今回は、今年4月1日より施行される「不合理な労働条件の禁止」を解説します。

■不合理な労働条件の禁止とは

このルールは、有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するものです。

■対象となる労働条件

一切の労働条件について、適用されます

※賃金や労働時間等の狭義の労働条件だけでなく、労働契約の内容となっている災害補償、服務規律、教育訓練、付随義務、福利厚生など、労働者に対する一切の待遇が含まれます。

■判断の方法

有期労働契約を締結している労働者の労働条件と、同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働条件とを比較することになります（相違の理由が、「期間の定めがあること」であるか否かがポイント）

□労働条件の相違が不合理と認められるかどうかは、下記3点を考慮して、個々の労働条件ごとに判断されます。

- ①職務の内容：業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度
- ②当該職務の内容及び配置の変更の範囲：今後の見込みも含まれる
- ③その他の事情：合理的な労使の慣行などの諸事情が想定される

□特に、通勤手当、食堂の利用、安全管理などについて労働条件を相違させることは、上記①～③を考慮して、特段の理由がない限り、合理的とは認められませんので、注意が必要です。

□一方、定年後に有期労働契約で継続雇用された労働者の労働条件が定年前の他の無期契約労働者の労働条件と相違することについては、定年の前後で職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲等が変更されることが一般的ですので、特段の事情がない限り、合理的だと解釈されます。

■効果

この規定は、民事的効力のある規定です

□この規定により不合理とされた労働条件の定めは無効となり、故意・過失による権利侵害、すなわち不法行為として損害賠償が認められる可能性があります。

→有期と無期で不合理がないか？不安がある場合はお気軽にご相談ください

改正労働契約法の解説は今月で最後です

これまでの内容も含めて、詳細は、厚生労働省のホームページからご覧になれます

今どきの飲みニケーション

仕事の延長線上

株式会社エルネットが、同社が運営するオンラインストレージサービス（宅ふあいる便）のユーザーを対象に実施した「職場の飲み会に対するアンケート」によると、職場の飲み会がどのような場であるのかを聞いた質問

では、「やや仕事の延長線上の場」との回答が39%、「やや仕事を離れた息抜き」の場が35%、「仕事の延長線上の場」が17%、「仕事を離れた息抜きの場」が9%となったそうです。「仕事の延長線上」であると考えている人が若干多い結果です。

飲み会の頻度

「職場の仲間と飲みに行く頻度は？」の質問に対しては、「不定期」との回答が多数を占め（62%）、次いで「月に1回」（15%）、「月に2〜3回」（13%）、「月に4回以上」（8%）と続いています。

する回答では、多い順に「3千〜4千円」、「2千〜3千円」、「4千〜5千円」、「5千円以上」、「2千円未満」となりました。

飲み会で不快なこと

「飲みニケーション」が叫ばれて久しいですが、転職サイト「マイナビ」を運営する株式会社「マイナビ」が行ったアンケートによると、「だから職場

の飲み会は行きたくない」と思ってしまう瞬間について、次のような回答が挙がっています。

【男性】

- ①上司の説教が始まる
- ②飲み会の時間が長い
- ③会費が高い

【女性】

- ①会費が高い
- ②お酌をさせられる
- ③飲み会の時間が長い

飲み会の場で不快に感じる方もいるようですが、飲み会が職場での人間関係に与える好影響も小さくないかもしれませ



現物給与の価額変更

勤務地が基準

報酬、賞与または賃金が、金銭・通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）に、その現物給与がいくらに相当するかは、その地方の時価により、厚生労働大臣が定めることとされています。

従来、現物給与の価額の算出にあたっては、原則として「適用事業所の所在地」が属する都道府県の価額が適用されてい

ました。本社および支店等を合わせて1つの適用事業所とされている適用事業所は、支店等に勤務する被保険者についても、本社の所在地が属する都道府県の現物給与の価額が適用されてきました。

4月1日から変更

この取扱いが、平成25年4月1日から変更されます。現物給与の価額が生活実態に即した価額となるように変更さ

れることとなり、「被保険者の勤務地」が所在する都道府県の現物給与の価額を適用することが原則となります。

具体的には

①原則

現物給与の価額の適用にあたっては、被保険者の勤務地（被保険者が常時勤務する場所）が所在する都道府県の現物給与の価額を適用することを原則とする。

②派遣労働者

派遣元事業所において社会保険の適用を受けるが、派遣元と派遣先

の事業所が所在する都道府県が異なる場合は、派遣元事業所が所在する都道府県の現物給与の価額を適用する。

③在籍出向・在宅勤務

在籍出向、在宅勤務等により適用事業所以外の場所へ常時勤務する者については、適用事業所と常時勤務する場所が所在する都道府県が異なる場合は、その者の勤務地ではなく、その者が使用される事業所が所在する都道府県の現物給与の価額を適用する。

カードを使った行動基準作り研修

日時：2月2日（土）9：00～15：00

参加者：障害者支援施設（福岡）職員 18名

講師：池田裕輔・東健

2月2日に、社会福祉法人障害者支援施設「ひなの家」様で、「持ち味カードセミナー」を行いました。休日ではごさいましたが職員の方の大半の方に参加して頂きました。



さて早速ですが皆様は「持ち味」という言葉、もちろんご存知だとは思いますが、ご自分の「持ち味」、そして上司、同僚、部下の「持ち味」に気付いていますか？

今回のセミナーではそんな個々の持つ「持ち味」について再発見、再認識し、そのうえで今後の目標を書き出し、各所属別にまとめて意見を共有しました。

午前中は、自分の過去の経験や、出来事を振り返り、掘り起こす作業から始まります。各人がじっくりと過去を振り返り、洗い出していきました。そして70種類に分類された「持ち味カード」を、精査していきます。例としては「素直さ」や「判断力」、「傾聴力」などがあります。自分が「これは持っているな!!!」と思えば「YES」の所に、「これは私には無いな」というものは「NO」の所に置きます。「これはどちらかわからない」と思えば「YES・NO?」の所に置きます。余談ですが、私は弊社池田から「使命感」と「素直さ」を持っていると言われました。これは年が若い所為もありますが、今後も大事にしていきたいものですね。さて全員がこの精査の作業を終えるとグループ内で発表をしていきます。その際に実際にその「持ち味」を発見したエピソードを話します。大体3つほど出し終えたら今度は同僚が発見した、自分の「持ち味」を伝えてもらいます。自分では「持っていない」と思っていた事でも、他者から見たら「出来ている、持っている」と思われている事もあります。

何も無い状態で相手の良さを伝えようとしても恥ずかしかったり、上手く言葉に出来なかったりしますが、カードという媒介を使うことで上手く相手に伝えることが出来ます。この作業は相手から褒められることばかりですので、職員の皆さんも笑顔でにぎやかに行われます。

午後になりますと今度は職種別のグループに分かれ具体的な目標を書き出していきます。この作業は賑やかな午前とは違って皆様真剣な面持ちで取り組まれていました。各個人が書き出した目標行動をグループみんなで検討して最終的な目標を絞っていきます。このような流れで「持ち味カードセミナー」は行われました。

施設の担当者様から「セミナーに参加した職員が、みんな笑顔で働いています」とお聞きした時はとても嬉しかったですね。ご興味を持たれた方は是非弊社にご連絡ください。（担当：東）



お仕事カレンダー

3/10

- ・一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- ・2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

3/15

- ・所得税・贈与税の申告・納税期限
- ・所得税の確定申告書の提出
- ・所得税の更正請求（前年度分）
- ・個人青色申告承認申請書の提出（新規適用のもの）
- ・確定申告税額の延納の届出書の提出
- ・所得税確定損失申告書の提出
- ・贈与税の申告（前年度分）
- ・個人の道府県民税・市町村民税の申告
- ・個人事業税の申告

3/31

- ・2月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付
- ・個人事業者の消費税の確定申告
- ・1月決算法人の確定申告・7月決算法人の中間申告
- ・4月・7月・10月決算法人の消費税の中間申告

鹿児島教区保育連盟園長研修会

日 時：2月14日（土）14：30～18：00
 参加者：鹿児島教区保育連盟 保育園長 40名
 講 師：上田正順・池田裕輔

鹿児島教区保育連盟の先生方にお集まりいただき、「職員の人材育成」について3回シリーズでの研修会をスタートしました。近年「保育の質」と併せて「職員の質の向上」に関心が寄せられるようになってきました。これは質の高い保育を展開していく上で極めて重要な要素であると思います。そこで今回第1回目では人材育成に欠かせない基礎部分としてビジネスマナーやコミュニケーションについてお話しさせていただきました。弊社の「ビジネスマナーカード」を使用して、保育園の先生方に楽しくビジネスマナーを身につけてもらう方法を体験していただき、またコミュニケーションスキルを上げていく方法として「ソーシャルスタイル理論」のお話をさせていただきました。保育園では保護者や地域の方々とも関わる事が多く、ビジネスマナーやコミュニケーション能力が身につけていないため、トラブルに発展した相談が最近目立ちます。まずは、保育園の職員として大切なこの2つのスキルを参加された先生方にも人材育成のひとつの方法として活用していただきたいと思います。（担当：池田）



熊本城マラソン完走しました



ブレインスター陸上部（部員1名）の池田です。

今年で第2回になる熊本城マラソンに参加しました。県内外から9,000人が参加しており、熊本の城下町を駆け抜けるマラソン大会

で、私自身は初のフルマラソン挑戦です。出張つぎでなかなか練習が出来ず今回は完走を目標にしました。結果は5時間20分でなんとか完走。足は痛くてゴール後は一人で歩くのがやっとでした。

同時開催の金栗記念熊日30キロロードレースでは、あの公務員ランナー川内優輝選手も参加しており、みごとに優勝していました。川内選手の言葉で「目標を高くして『今日もできなかった』の連続では走るのが嫌になる。メニューをこなした達成感、充実感が自信につながるんですから」とありました。私もこの言葉を胸にサラリーマンランナーとしてマラソンも仕事も取り組んでいきたいと思っています。

ちなみに次回は3月、長崎のハウステンボスであるリレーマラソンに、ブレインスター陸上部から新入部員の東と一緒に参加することになりました。ご声援宜しくお願い致します。（担当：池田）

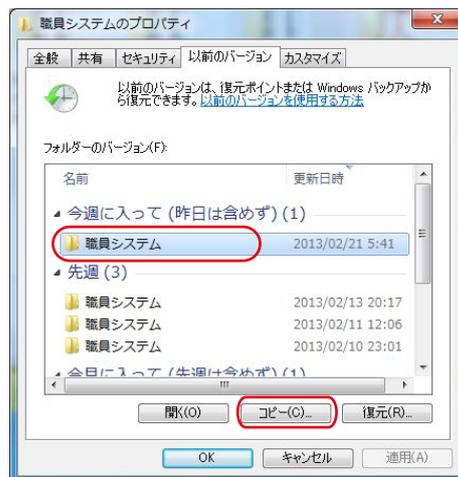


One Point 削除・上書きしたファイルやフォルダを復元する (OS: Windows7)

ファイルを誤って上書き保存したり、削除したファイルがごみ箱からも削除されていた場合、「以前のバージョン機能」で復元できることがあります。この機能は Windows がシステムバックアップ用に自動で保存しているため、常に最新の情報が保存されているわけではありませんし、保存容量を超えると昔の情報から削除するため、確実に復元できるわけではありません。しかし、知っておくことで復元の可能性が高くなりますのでご紹介いたします。

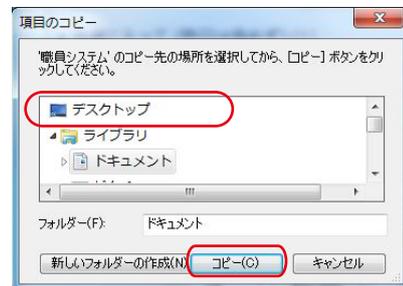
手順①

復元したいファイルが保存されていたフォルダの上で右クリックし、以前のバージョンの復元をクリックする



手順②

表示された一覧より復元したい日付のフォルダを選択し、コピーをクリックする



手順③

コピーしたフォルダを保存する場所を指定し、コピーをクリックする

※Windows8には「ファイル履歴」という機能があります

桃の節句



ひな人形は「一人ひと飾り」といわれ、姉妹で共有すること、親から受け継ぐことは良くないともいわれています。しかし、女の子それぞれに「ひな飾り」を用意し、飾るのは難しく、新たに女の子が誕生した場合は、ひな人形を増やしていくといいという説もあります。揃っていない人形やお飾りを増やしてあげるといったやり方が、現代の生活には則しているかもしれません。



BrainStar
株式会社ブレインスター

代表取締役 上田 正順

〒862-0949 熊本市中央区国府 1-13-5 2F
 TEL : 096-211-6055 FAX : 096-211-6065
 URL : http://brainstar.jp